

第1 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

I 応募資格

高等支援選抜により入学を志願することのできる者は、

- ① 令和8年3月に中学校等を卒業又は修了（以下、「卒業」という。）する見込みの者
- ② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいがあると判定を受けた者
- ③ 自主的な通学が可能である者

のいずれにも該当し、次の**(1)**、**(2)**又は**(3)**に該当する者とする。

- (1)** 大阪府内（以下「府内」という。）の中学校等を卒業する見込みの者であって、本人及び保護者の住所が府内にある者

（注）住所とは、住民登録がされている居所をいう。以下同じ。

- (2)** **(1)**以外の者のうち、「**V 入学志願者の審査等**」の「**1**」の定めにより、入学志願特別事情申告書を提出する者

- (3)** **(1)**以外の者のうち、「**V 入学志願者の審査等**」の「**2**」の定めにより、大阪府立知的障がい高等支援学校を設置する教育委員会が交付した承認書（以下「教育委員会の承認書」という。）を提出する者

II 出願、検査等、入学者の選抜等

1 出願

- (1)** 出願は、高等支援学校1校に限る。

- (2)** 出願期間

ア	志願者による出願登録 志願者情報等の入力期間 令和7年12月8日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後2時（※）
イ	中学校等の校長による承認期間 令和7年12月8日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後2時
ウ	志願先高等支援学校長による出願受理期間 令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後2時

（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

- (3)** 出願情報の登録

- ア 自己申告書（様式**K111**）〔**21・22**ページ〕

オンライン出願システムへのテキスト入力又は様式**K111**に記入した自己申告書（可能な限り**PDFデータ**）のデータ登録のいずれかの方法により提出する。原則として志願者が作成する。ただし、入力又は記入にあたっては志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が行ってもよい。

- イ 療育手帳の写し又は知的障がいの有するという判定の写しの画像等データを登録する。

- ウ （「**I 応募資格**」の**(2)**に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式**K121**）〔**25**ページ〕の画像等データを登録する。

- エ （「**I 応募資格**」の**(3)**に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類の画像等データを登録する。

2 検査等

入学のための検査等として、面接及び適性検査を行う。

- (1) 面接及び適性検査の実施日は、次のとおりとする。

	実 施 日	
面接	2月19日	木
適性検査	2月20日	金

- (2) 検査等は、志願者全員について、当該高等支援学校において行う。
(3) 検査等の時間については、別途定める。
(4) 面接は、自己申告書に基づいて行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。
(5) 適性検査の問題は、読み、書き、指示理解、作業等の基礎的な分野とし、府教育委員会が作成する。

3 入学者の選抜

高等支援学校の校長は、志願者数が募集人員を超過しているか否かにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- (1) 高等支援学校の校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
(2) 選抜の資料は、調査書、推薦書、面接及び適性検査とする。
(3) 合格者の決定に当たっては、適性検査及び面接の結果、並びに調査書及び推薦書の記載事項をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
(4) 合格者の決定に当たって、(2)及び(3)に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等支援学校の校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
(5) 高等支援学校の校長は、令和8年1月30日（金）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月2日（月）午後2時にオンライン出願システムにより行う。

また、合格者発表時にオンライン出願システムにおいて適性検査の得点の開示を行う。

III 中学校等における進学指導

- (1) 中学校等の校長は、高等支援学校設立の趣旨や教育内容等を踏まえ、志願が適切なものとなるよう、他の大阪府立支援学校との相違点を志願者・保護者に周知すること。
(2) 次の事項に十分留意し、適切な教育相談、進学指導を行うこと。
ア 職業に関する専門学科を設置する学校であること。
イ 選抜により入学者を決定すること。
ウ 2学期制であり、早期から職場実習等を実施すること。
エ 通学バスの運行がないこと。
オ 学校給食がないこと。

IV 留意すべき事項等

- (1) 高等支援選抜に出願する者は、共生推進教室選抜及び令和8年度大阪府公立高等学校入学選抜のうち特別入学選抜（以下、「特別選抜」という。）、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学選抜（以下、「能勢分校選抜」という。）、海外から帰国した生徒の入学選抜（以下、「帰国生選抜」という。）、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学選抜（以下、「日本語指導が必要な生徒選抜」という。）、知的障がい生徒自立支援コース入学選抜（以下、「自立支援選抜」という。）並びに大阪公立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜において併願はできない。

- (2) 高等支援選抜の合格者は、高等支援補充選抜、共生推進教室補充選抜及び令和 8 年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜（以下、「一般選抜」という。）、二次入学者選抜（以下、「二次選抜」という。）並びに知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜（以下、「自立支援補充選抜」という。）に出願することができない。また、高等支援選抜の合格者で令和 8 年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。
- (3) 志願者による出願後は、志願先高等支援学校の変更を認めない。
- (4) 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正等が判明した場合は、高等支援学校の校長は府教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。
- (5) 高等支援学校の校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
- (6) 高等支援学校の校長は、志願者数、受験者数、合格者数、合格者の受験番号及び検査等の実施について、府教育委員会へ報告する。
- (7) オンライン出願システムに登録された志願者情報等は入学者選抜に関する事務（統計処理など付随する事務を含む。）及び入学者の登録事務に用いる。

V 入学志願者の審査等

1 入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者

次の(1)又は(2)に該当する者は入学志願特別事情申告書(様式 K121)〔25 ページ〕を作成し、画像等データをオンライン出願システムに登録する。

- (1) 府内の中学校等を卒業する見込みの者のうち、
 - ア 本人の住所が府内にあり、保護者のうちの一方（父又は母）の住所は府内にあるが、他の一方の住所が特別の事情により府内にない者
 - イ 本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない者
 - ウ 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者
- (2) 大阪府外（以下、「府外」という。）の中学校等を卒業する見込みの者のうち、本人の住所が府内にあり、保護者のうち少なくとも一方の住所が府内にある者

2 府教育委員会の承認書の提出を必要とする者

府教育委員会の承認書の提出を必要とする者の取扱いについては、以下によるものとする。

なお、詳細については別に定め、令和 7 年 11 月に府教育委員会のウェブページにて公表する。

(1) 対象者

次の各項のいずれかに該当する者は、府教育委員会の審査を経て、承認書の交付を受けたうえで、承認書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

ただし、高等支援学校へ入学手続きをするため本人及び保護者が府内に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が府外に再び転居することが予定されている場合は、承認書の交付を申請することはできない。

- ア 府内、府外の中学校等を卒業する見込みの者並びに外国において中学校に相当する学校を令和 8 年 3 月までに卒業する見込みの者のうち、本人及び保護者の住所が入学日までに府内になることが確実な者

(注) アについては、高等支援学校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人及び保護者）を当該高等支援学校の校長に提出すること。

- イ その他特別な事情のある者

(2) 提出書類

審査を希望する者は、次の書類各 2 通を府教育委員会に提出する。

- ア 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜応募資格審査申請書
- イ オンライン出願システムの利用に係るアカウント発行依頼書（外国において学校教育における 9 年の課程を修了した者を除く。）

ウ 府内の転居予定先についての住居関係書類

エ その他、府教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 審査期間

審査期間は、**令和8年1月19日（月）から1月23日（金）**の午前**10**時から午後4時まで（午後0時**15**分から午後1時を除く。）とする。

なお、原則として**(2)**ウの提出が必要な者については、審査にかかる事前相談を行う。事前相談期間は、**令和7年12月5日（金）から12月12日（金）**までの間（土曜日、日曜日を除く。）の午前**10**時から午後4時まで（午後0時**15**分から午後1時を除く。）とする。

また、この期間内に事前相談又は審査を受けることのできなかった者について、府教育委員会が事情やむを得ないと認めた場合は事前相談又は審査をすることがある。

(4) 承認書の交付

審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対しては、承認書を交付する。

VI 調査書及び推薦書

1 全般的留意事項

- (1) 中学校等の校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書及び推薦書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。
- (2) 調査書は、令和7年**12月31日**現在をもって作成する。ただし、令和8年1月1日（木）から2月**17日（火）**までに転入学した者の調査書は原則として様式**K154**〔**31**ページ〕、様式**K156**〔**33・34**ページ〕により在籍していた中学校等に照会を行い、転入学した日をもって作成する。
- (3) 府外の中学校等を卒業する見込みの者については、原則として本実施要項で定めている調査書（様式**K151**）で作成する。
- (4) 高等支援学校の校長は、調査書及び推薦書中に理解困難な事項があった場合は、中学校等の校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の「活動/行動の記録」の記載内容については、中学校等の校長に説明を求めることはできない。

2 作成上の留意事項

(1) 調査書（様式**K151**）

中学校等の校長は別に通知する調査書ファイル（様式**K151**）〔**27・28**ページ〕に中学校等での教育活動全般における生徒の優れた点や長所を積極的に評価し、生徒の人物像を示すと思われる事項を具体的に入力し、オンライン出願システムに登録する。

ア 「各教科の学習に関する記録」欄

各教科の学習内容について客観的で具体的な事実を、できるだけ詳細に示して記載する。記載者の評価を含む内容を記載する場合も、なぜそう判断するか根拠（事実）とあわせて記載する。

なお、教育課程上実施していない教科がある場合は「記載事項なし」と記載する。

イ 「活動/行動の記録」欄

特別活動や校内・校外での活動及び生徒の良さや優れた点、成長の状況に関することについて、生徒の個性を多面的にとらえ、客観的で具体的な事実をできるだけ詳細に示して記載する。

(2) 推薦書

中学校等の校長は、オンライン出願システムに「推薦する理由」、「障がいの状況及び貴校の教育内容に適している点並びに中学校等などにおける取組」について、できるだけ詳細に入力する。

VII 追検査

追検査を受験することのできる者は、高等支援選抜に出願した志願者のうち、検査等の当日に、自然災害、試験場に向かう途中の事故・事件、痴漢被害、身体・健康上の理由（新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症、疾病等、月経随伴症状等の体調不良等）等によりやむを得ず当日すべての検査を受験しなかった者とする。

ただし、高等支援選抜に出願した志願者のうち一般選抜に出願した者は、高等支援選抜に係る追検査を受験することはできない。

なお、志願先高等支援学校は、高等支援選抜の出願時のものから変更することはできない。

1 検査の種類

追適性検査を設ける。

2 追適性検査による判定

(1) 申出

ア 申出期日および申出時間は、令和8年3月12日（木）の午後1時から午後5時までとする。

イ 志願者は、別に定める追検査申出書を志願先高等支援学校の校長に提出する。ただし、申出の方法は(2)のとおりとする。（郵送は認めない。）

ウ 高等支援学校の校長は、追検査の受験が認められる者に対して、府教育委員会を通じて受験票を発行する。

(2) 申出の方法

府教育委員会が別に示す大阪府行政オンラインシステムにより提出

(3) 検査の実施

ア 追適性検査は、令和8年3月17日（火）午前9時30分から行う。

イ 追適性検査は、追検査申出書を提出した志願者について各高等支援学校の校長が、府教育委員会の指定する場所において行い、採点は当該高等支援学校において行う。

ウ 追適性検査の問題は、読み、書き、指示理解、作業等の基礎的な分野とし、府教育委員会が作成する。

(4) 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、追適性検査の結果、並びに調査書及び推薦書の記載事項をもとに総合判定する。

なお、高等支援選抜の合格者数が募集人員を満たしている高等支援学校においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、高等支援選抜の合格者が募集人員を満たしていない高等支援学校においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

3 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月19日（木）午前10時に府教育委員会が受付時に示すウェブページにおいて、追検査出願時に発行した受験番号による発表を行う。

第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜

高等支援補充選抜は、高等支援選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない高等支援学校（本校）において実施する。

I 応募資格

高等支援補充選抜により入学を志願することのできる者は、「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」の「I 応募資格」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 高等支援補充選抜出願時に、国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

II 出願、検査等、入学者の選抜等

1 出願

(1) 出願は、高等支援学校1校に限る。

(2) 出願期間

- | | |
|---|--|
| ア | 志願者による出願登録
志願者情報等の入力期間
令和7年12月8日（月）午前9時から令和8年3月24日（火）正午（※） |
| イ | 中学校等の校長による承認期間
令和7年12月8日（月）午前9時から令和8年3月24日（火）正午 |
| ウ | 志願先高等支援学校長による出願受理期間
令和8年3月24日（火）午前9時から令和8年3月24日（火）正午 |

(※) オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

(3) 出願情報の登録

ア 自己申告書（様式K111）〔21・22ページ〕

オンライン出願システムへのテキスト入力又は様式K111に記入した自己申告書（可能な限りPDFデータ）のデータ登録のいずれかの方法により提出する。原則として志願者が作成する。ただし、入力又は記入にあたっては志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が行ってもよい。

イ 療育手帳の写し又は知的障がい有するという判定の写しの画像等データを登録する。

ウ （「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」の「I 応募資格」の(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式K121）〔25ページ〕の画像等データを登録する。

エ （「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」の「I 応募資格」の(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類の画像等データを登録する。

2 検査等

適性検査は実施せず、面接を行う。

(1) 面接の実施日は、令和8年3月25日（水）とする。

(2) 面接は、志願者全員について当該高等支援学校において行う。

(3) 面接の時間については、別途定める。

(4) 面接は、自己申告書に基づいて行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。

3 入学者の選抜

高等支援学校の校長は、志願者数が募集人員を超過しているか否かにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- (1) 高等支援学校の校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- (2) 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- (3) 合格者の決定に当たっては、面接の結果、並びに調査書及び推薦書の記載事項をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
- (4) 合格者の決定に当たって、(2)及び(3)に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等支援学校の校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
なお、高等支援学校の校長は、令和8年3月19日（木）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月26日（木）午前10時にオンライン出願システムにより行う。

III 中学校等における進学指導

中学校等における進学指導については、本実施要項の「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」の「Ⅲ 中学校等における進学指導」に準じて行うこと。

IV 留意すべき事項等

- (1) 高等支援補充選抜に出願する者は、共生推進教室補充選抜及び令和8年度大阪府公立高等学校入学選抜のうち二次選抜、自立支援補充選抜において併願はできない。
- (2) 高等支援補充選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合、その入学資格を失う。
- (3) 志願者による出願後は、志願先高等支援学校の変更を認めない。
- (4) 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正などが判明した場合は、当該高等支援学校の校長は府教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。
- (5) 高等支援学校の校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
- (6) 高等支援学校の校長は、志願者数、受験者数、合格者数及び検査等の実施について、府教育委員会へ報告する。
- (7) オンライン出願システムに登録された志願者情報等は入学選抜に関する事務（統計処理など付随する事務を含む。）及び入学者の登録事務に用いる。

V 入学志願者の審査等

入学志願者の審査等については、本実施要項の「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」の「V 入学志願者の審査等」に準じて行う。

ただし、審査期間については、別途府教育委員会のウェブページにて公表する。

VI 調査書及び推薦書等

1 全般的留意事項

- (1) 中学校等の校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書及び推薦書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。
- (2) 調査書は、令和8年2月15日現在をもって作成する。ただし、令和8年2月16日（月）から3月24日（火）までに転入学した者の調査書は、原則として様式K154〔31ページ〕、様式K156〔33・34ページ〕により在籍していた中学校等に照会を行い転入学した日をもって作成する。

- (3) 府外の中学校等を卒業する見込みの者については、原則として本実施要項で定めている調査書（様式K151）で作成する。
- (4) 高等支援学校の校長は、調査書及び推薦書中に理解困難な事項があった場合は、中学校等の校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の「活動/行動の記録」の記載内容については、中学校等の校長に説明を求めることはできない。

2 作成上の留意事項

作成上の留意事項については、この要項の「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」の「VI 調査書及び推薦書」「2 作成上の留意事項」に従い作成する。